

桂坂・しらかば自治会会則

第1章 総 則

名称・事務所

第1条 本自治会の名称は桂坂・しらかば自治会（以下本会とという）と称し、その事務所をしらかば自治会館に置く。

目的

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、思いやりと人間性に富み、かつ健全で明るい町づくりを目指し、地域社会の発展に寄与する。

事業

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 住環境の保全、整備に関する事
- ② 青少年の健全育成及び体育・文化の振興に関する事
- ③ 防犯、防水、防火、交通安全及び公害対策等に関する事
- ④ 保健衛生、社会福祉及び福利厚生に関する事
- ⑤ しらかば自治会館の管理運営に関する事
- ⑥ 会員、家族の弔辞に関する事
- ⑦ 桂坂学区自治連合会に加入し、他自治会と協調して地域社会の発展に寄与すること
- ⑧ 市、府政の行う行事への参加、協力に関する事
- ⑨ その他、本会の目的達成に必要なこと

第2章 組織・役員

構成

第4条 本会は京都市西京区大枝北沓掛町三丁目（以下北沓掛町三丁目とする）に居住する住民で構成する。

会員の資格

第5条 会員の資格は、北沓掛町三丁目に入居時に取得し、転出時に失効する。

- 2 加入単位は世帯別とする。

機関

第6条 本会に次の機関を置く

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 実行委員会

総会

第7条 総会は自治会の最高機関であり、全会員で構成する。

- 2 定期総会は毎年1回4月に開催するものとし、その召集は会長が行う。
- 3 会長が必要と判断したときは、臨時総会を招集できるほか、会員が3分の2以上の同意を得て、会議の目的を明確にして臨時総会を会長に要請したとき。
- 4 総会の定足数は全会員の過半数とし、委任出席を含むものとする。
- 5 総会の議決は有効出席者の多数決によるものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 6 総会の議長は役員会の選考により、会長が指名する。

総会付議事項

第8条 総会の議決承認を必要とする事項は次の通りとする。

- ① 役員を選出
- ② 事業報告及び決算報告
- ③ 事業計画及び予算
- ④ 会則の改正、追加、廃止
- ⑤ 会費の改訂
- ⑥ その他本会の運営に関する重要事項

班長の選出及び任期

第9条 本会は班単位（第1班から第11班）で構成し、各班に班長を置く。

2 班長の選出は原則として順番制とし、各班から1名選出する。

3 班長の任期は特別なことがない限り1年とする。

班長の任務

第10条 班長は当該班の現状を把握し、入退去などがあれば速やかに会長及び会計に届け出る。

また、広報物配布など各戸宛の連絡業務を行う。

役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 2名 |
| ③ 会計 | 1名 |
| ④ 総務担当 | 若干名 |
| ⑤ 自治会館担当 | 1名 |
| ⑥ 交通安全担当 | 2名 |
| ⑦ 保健環境美化担当 | 1名 |
| ⑧ 防災防犯担当 | 1名 |
| ⑨ 体育担当 | 若干名 |
| ⑩ 少年補導担当 | 若干名 |
| ⑪ 会計監査 | 2名 |

役員を選出及び任期

第12条 役員（但し、会計監査を除く）の選出は班長の互選によるものとし、総会の承認を得るものとする。

2 会計監査の選出は、役員経験者の中から役員会において適任者を推薦し、総会の承認を得るものとする。

3 役員任期は特別なことがない限り1年とする。

- 4 役員に欠員が生じた場合は、役員会において当該班(会計監査の場合には前年度役員)から後任者を補充することができ、その任期は残余期間とする。但し会長の場合は第14条第2項による。

役員の評任

第13条 次の各号のひとつに該当する場合は役員を辞任するものとする。

- ① 転居等により会員の資格を失ったとき。
- ② 前号のほか、発病等やむを得ぬ理由により本人から辞任の申し出があり、役員会で承認されたとき。

役員の仕事

第14条 役員の仕事分担は次の通りとし、会計監査を除く役員は班長を兼務する。

① 会長

本会を代表して会務を統括し、市制協力委員、公園愛護協力会長、自治連合会役員等を兼務する。

- ② 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、自治連合会委員または社会福祉協力委員を兼務する

③ 会計

本会の財務を担当し、予算決算の会計処理を行い、共同募金、日赤奉仕団を兼務する。

- ④ 総務担当 本会の総務を担当し、広報物および議事録等を作成し管理するほか、各種文化行事を担当する。

- ⑤ 自治会館担当 しらかば自治会館を管理し、その円滑な運営を行う。

- ⑥ 交通安全担当 交通安全推進委員会及び同婦人部と連携し交通安全意識の高揚を図る。

- ⑦ 保健環境美化担当 公園愛護協力会と連携し、地域の環境美化(クリーンデーの実施責任者)、河川美化(洛西の河川を美しくする会に参加)及び保健協議会と連携し、保健衛生を担当する。

- ⑧ 体育担当 会員の健康増進と親睦を図るため、体育振興会と連携して体育祭を中心とした体育振興を担当する。
- ⑨ 防災防犯担当 地域の安全維持のため、防犯意識の向上と防火など防災全般を担当する。
- ⑩ 少年補導担当 少年補導委員会と連携して、子供の健全育成の関する事項を担当する。
- ⑪ 会計監査 本会の会計及び事業報告並びに財産目録を監査する。

役員会

第15条 役員会は本会の執行機関として、役員（但し、会計監査を除く）で構成し、会長が召集する。

- 2 役員会は原則として毎月1回開催し、本会の運営に関する全ての事案について審議する。

実行委員会

第16条 夏祭りなど大掛かりな催事の場合は、各班から若干名の委員を選出し、役員と委員からなる実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員会の招集は、必要に応じて会長が行う。

第3章 会 計

会計の種類及び収支

第17条 本会の会計は一般会計と特別会計に分ける。

- 2 一般会計は会費、臨時会費、その他の収入をもってこれに充て、予算によって運営する。
- 3 特別会計は自治会基金その他の収入をもってこれに充て、自治会館の大規模修繕工事ほか、役員会で特別に必要と認められ、総会または、臨時総会で議決、承認された事項を予算によって運用する。

会 費

第18条 本会の会費は月額700円を所帯別に徴収する。

2 会費の納入期日は一ヶ月単位とし、4月とする。

3 会費納入方法は、原則として本会指定の金融機関に会員指定の普通預金口座を設け、自動引き落としによるものとする。

付返還の原則

第19条 既に収納された会費等は原則として返還しないものとする。但し転居等の理由で会員資格を失効したときは一ヶ月単位で返却できるものとする。

会計年度

第20条 本会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月末をもって終わる。

会計監査

第21条 会計監査は毎年1回、会計年度終了後に行うものとする、監査事項は下記の通りとする。

- ① 収支に関する会計報告
- ② 事業報告
- ③ 財産目録

住環境保全

第22条 本会会員は、各住居において緑豊かな有効緑地を確保するなど、常に住環境保全に努めなければならない。

2 本会役員は建築協定に基づき、建築協定会員の有資格者については、その任期中建築協定委員の就任する。

第5章 派遣役員

自治連合会等への派遣役員

第23条 自治連合会及び関連団体に本会から派遣する役員は、役員会の承認を得た会員とする。

2 派遣役員は、本会と派遣された委員会等との一体的活動を推進するため、会長に対し役員会の開催を要請することができる。

- 3 派遣役員が派遣先の議題について必要と認めるときは、役員会に出席し協力を求めることができる。

第5章 雑 則

会館の使用

第24条 しらかば自治会館を使用する際は、別に定める使用規定によるものとする。

慶弔規定

第25条 会員及び同居の家族が死亡されたとき、当該班長は直ちに会長(不在のときは副会長)及び班員宅へ葬儀、お通夜の日時を連絡する。

- 2 前項の葬儀に関しては、本会名にて弔慰金 10,000 円と柩一對(又は生花)を供える。

- 3 葬儀にあたり会員家族から申し出であれば、必要人員を派遣する等の協力をする。

付帯帳簿

第26条 本会に次の帳簿を備え付け管理する。

- ① 会則

- ② 会員名簿

- ③ 役員名簿

- ④ 会計簿

- ⑤ 財産目録

- ⑥ 議事録

- ⑦ その他必要書類

- 2 備え付け帳簿等の保存年限は5年とする。ただし、会則、各年度の総会議案書並びに財産目録は永久保存とする。

第7章 附 則

効力

第27条 本会則は昭和63年度定期総会後から施行する。

- 2 一部を改正補足し、平成2年4月15日から実施する。

- 3 一部を改正補足し、平成3年4月14日から実施する。
- 4 一部を改正補足し、平成5年4月11日から実施する。
- 5 一部を改正補足し、平成14年4月1日から実施する。
- 6 一部を改正補足し、平成16年4月1日から実施する。
- 7 一部を改正補足し、平成19年4月1日から実施する。
- 8 一部を改正補足し、平成27年4月5日から実施する。